

豊明市生活排水対策推進計画の策定について（概要）

平成 21 年度～平成 30 年度

1．豊明市生活排水対策推進計画とは

平成 2 年 6 月に水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれました。この法改正により「生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設(生活排水処理施設)の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成、その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされました。

平成 5 年 1 月 29 日に、境川流域に位置する本市及び周辺市町は、愛知県知事により生活排水対策の重点地域に指定されました。この指定を受けて、平成 6 年 3 月に「生活排水対策推進計画」を策定し、境川的生活排水対策に取り組み、近隣市町と共に、境川流域の水質改善を図ってきましたが、平成 9 年 4 月には、境川を中心とした水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や浄化槽の普及を進めてきました。また、市民に対して啓発を行い、市民協力のもと、生活排水対策を推進することにより、市内各河川や境川において水質環境基準を達成するための対策を積極的に進めてきたところです。

今回、平成 10 年度に策定した前計画が今年度で計画期間を終了するため、生活排水対策の指針となり得るように前計画を改訂します。

2．今回の策定について

(1) 計画期間

平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間

(2) 計画の内容

生活排水対策の基本方針

生活排水処理施設等の整備推進

水辺空間等の整備促進

生活排水対策に係る意識啓発等の充実

流域全体の生活排水対策の連携強化

3．策定体制及び経過

1) 過去 10 年間の検証にあたり市内において組織的な施策の推進と進行管理

を行なう必要があるため、関係各課によける実施検証を行い、次の10年間の計画書の策定を行ないました。

- 2) 庁内の意思統一を図るため、サイバー課長会議にて検討しました。
- 3) 豊明市環境審議会に諮問し、市民のみなさまからご意見をいただくことになりました。
- 4) 市民のみなさまからご意見をとりまとめ、平成21年3月に豊明市環境審議会より答申書をお出しいただきます。